

出生地	年	月	日	事	項	序	名	本籍	現住所
								氏名	年月日
	一七	一一	一七	司法試験第二次試験合格				岡村泰季	昭和四年六月一三日生
	一八	三		京都大学法学部卒業				司法試験管理委員会	
	一九	四	一	司法修習生を命ずる				最高裁判所	
	二〇	四	七	司法修習生の修習終了				最高裁判所	
	二一	九		検事二級（大阪地方検察庁検事）に採用する				法務省	
	二二	二六		高知地方検察庁検事に配置換する				法務省	
	二三	四	一	徳島地方検察庁検事に配置換する				法務省	
	二三	三	二八	静岡地方検察庁検事に配置換する				法務省	
	二四	三	二八	静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる				法務省	
	二五	一六		名古屋地方検察庁岡崎支部検察官事務取扱を命ずる				法務省	
	二六	三	二五	但し期日は三月一八日一日限りとする				法務省	
	二七	八	一五	水戸地方検察庁検事に配置換する				法務省	
	二八	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する				法務省	
	二九	一二	二八	函館地方検察庁検事に配置換する				法務省	
	三〇	九	一〇	司法研修所教官に充てる				法務省	
	三四	一	二九	東京地方検察庁検事に配置換する				法務省	
	三四	一二	二九	司法研修所教官に充てる				法務省	
	三四	一	二九	昭和四四年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会臨時委員を委嘱する				法務省	
	三四	一二	二四	昭和四五年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会臨時委員を委嘱する				法務省	

四六		一		二七		司法修習生考試委員会委員を委嘱する		最高裁判所	
四七	四	一	一	一	一	司法研修所教官に充てることを解く		"	
"	一	二	六	司	法修習生考試委員会委員の委嘱を解く			"	
四九	二	六	六	昭	和四九年度司法修習生考試につき司法修習生考試			"	
"	三	六	六	委	員会考査委員を委嘱する			"	
"	六	一七	六	東	京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる			"	
五〇	一	二九	二九	昭	和五〇年度司法修習生考試につき司法修習生考試			"	
"	八	一五	一五	委	員会考査委員を委嘱する			"	
"	八	一五	東	京高等検察庁検事に配置換する				"	
五一	一	二八	二八	東	京高等検察庁検察官事務取扱を免ずる			"	
"	一	二八	昭	和五一年度司法修習生考試につき司法修習生考試				"	
五二	一	一九	一九	委	員会考査委員を委嘱する			"	
"	一	一九	昭	和五二年度司法修習生考試につき司法修習生考試				"	
履歴書用紙		法務省		最高裁判所		最高裁判所		最高裁判所	
年		月		日		項		法務省	
昭和五三		一		二五		委員会考査委員を委嘱する		東京高等検察庁	
昭和五四		一		二九		昭和五三年度司法修習生考試につき司法修習生考試		東京高等検察庁	
昭和五五		二		七		委員会考査委員を委嘱する		最高裁判所	
昭和五五		三		五		東京地方検察庁検事に配置換する		最高裁判所	
昭和五五		四		九		東京地方検察庁刑事部長を命ずる		法務省	
昭和五五		五		五		オランダ、西ドイツ、フランス、イタリア、スイス		法務省	
昭和五五		六		二		連合王国及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる		法務省	
昭和五五		七		日までとする		出張期間は昭和五五年三月三一日から同年四月二九		法務省	
昭和五五		八		二		東京地方検察庁特別捜査部長を命ずる		法務省	
昭和五五		九		東京地方検察庁刑事部長を免ずる		東京地方検察庁		最高裁判所	
昭和五五		一五		法制審議会少年法部会委員の併任を解除する		東京地方検察庁		最高裁判所	

岡村泰季

西村泰孝

同 事 務 次 官 事 務									
事 務 代 理									
年	月	日	事	項	府	内	法	内	法
昭和六一	一	二七	壳春対策審議会幹事に任命する		内閣	閣	務省	閣	務省
	二	一八	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条 による合同委員会日本政府代表代理を免ずる		内閣	閣	務省	閣	務省
	三	一	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 第二十条による合同会議日本政府代表代理を免ずる		内閣	閣	務省	閣	務省
	九	一	法制度審議会司法制度部会委員に併任する		内閣	閣	務省	閣	務省
	一	一	法制度審議会司法制度部会委員に併任する		内閣	閣	務省	閣	務省
	一	九	動物保護審議会幹事に任命する		内閣	閣	務省	閣	務省
	一	一	自然環境保全審議会幹事に任命する		内閣	閣	務省	閣	務省
一九	一	一〇	法制度審議会幹事に併任する		内閣	閣	務省	閣	務省
	一	一〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する		内閣	閣	務省	閣	務省

岡村泰孝

履歷書用紙
法務省

岡村泰孝

履歷書用紙法務省